

日本学生支援機構奨学金 新制度のお知らせ

給付型奨学金制度（平成29年度進学者より一部先行実施）

対象者

平成30年度以降に、大学・短期大学・高等専門学校（第4学年）・専修学校専門課程に進学（進級）する高校3年生等

申込方法

在学する高等学校等を通じて申し込みます。申込みには、**高等学校等からの推薦が必要です。**

推薦基準

次の基準を満たす必要があります。各高等学校等が推薦できる人数には限りがあります。

家計

家計支持者が住民税（所得割）非課税であること（生活保護受給世帯、児童養護施設等に入所している人も対象となります）

学力・資質

機構から提示するガイドラインに基づき、各高等学校等において基準を定めます。

給付月額（※1）

進学先の学校の設置者（国立、公立、私立）及び通学形態（自宅、自宅外）により異なります。

進学先	国立（※2）		公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学 高等専門学校（4年生） 専修学校（専門課程）	2万円	3万円	2万円	3万円	3万円	4万円

※1 児童養護施設等に入所している人は、社会的養護を必要とする人として、一時金24万円を受給できます。

※2 国立の大学等に進学して、授業料の全額免除を受ける場合には、給付金額が減額されます。
（自宅外通学：3万円→2万円、自宅通学：2万円→0円）

⇒申込方法等の詳細は、「平成30年度進学予定者用 給付奨学金案内」をご確認ください。

第一種（無利子）奨学金制度の改正（平成29年度以降進学者より実施）

① 低所得者世帯に係る学力基準の撤廃

低所得世帯の生徒を対象に、従来の成績基準（評定平均値3.5以上）を実質的に撤廃し、必要とする全ての生徒が第一種（無利子）奨学金を利用可能となります。

要件

家計支持者が住民税（所得割）非課税であること（生活保護受給世帯も対象となります）

② 第一種（無利子）奨学金の貸与人数の拡大

これまでは、予算の関係により、基準を満たしていても第一種奨学生に採用されない場合がありましたが、貸与人数を増やすことにより、基準を満たす希望者全員が貸与を受けることができるようになります。

③ 機関保証料の引き下げ

機関保証制度を利用した場合、奨学金振込み時に保証料が差し引かれますが、その保証料率が引き下げられます。（例 月額5.4万円借りた場合、差し引かれる保証料月額が2,269円から1,928円に引き下げとなります。）

⇒申込方法等の詳細は、「平成30年度入学者用 奨学金案内（国内大学等予約用）」をご確認ください。